

可決された意見書・決議・条例等

議員提出議案第1号：地方財政の充実・強化を求める意見書

(議決日6月23日)

少子高齢化対策や地域経済活性化、産業人材の確保、住民の安全・安心の確保など、住民ニーズの多様化・高度化が進む中、地方は地方創生・人口減少対策をはじめ、国土強靱化のための防災・減災対策など、様々な課題に直面している。

また、影響が甚大な新型コロナウイルス感染症については、今後の大規模な再増加も想定し、引き続き、感染症の拡大防止や医療体制の整備、地域経済の回復に向けた対策に万全を期す必要がある。

「経済財政運営と改革の基本方針2018」においては、令和元年度(2019年度)から令和3年度(2021年度)までの予算編成に関し、「交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額について平成30年度(2018年度)地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされ、令和2年度(2020年度)の地方財政計画でも、一般財源総額は前年度を0.7兆円上回る63.4兆円となった。

よって、国におかれては、令和3年度(2021年度)以降の政府予算と地方財政の検討において、地方が責任を持って地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担い、新型コロナウイルス感染症への対応を万全にするため、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 地方創生・人口減少対策や社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、感染症対策など増大する地方自治体の財政需要や、新型コロナウイルス感染症を契機とした経済活動の縮小により今後見込まれる地方税収の大幅な減少について把握した上で、令和3年度(2021年度)地方財政計画に的確に反映し、地方の安定的な財政に必要な地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 新型コロナウイルス感染症への対応に当たり、「感染の拡大防止」を新たな生活様式のもとで実現し「地域経済の確かな回復」を成し遂げる十分な対策を実行するための予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。また、新型コロナウイルス感染症への対応下であっても、公共事業を含む新型コロナウイルス感染症に関連しない国の補助事業が縮小されないことがないよう配慮すること。
- 3 国土強靱化対策については、長期的かつ計画的に取り組むことが極めて重要であることから、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の取組期間が終了する令和3年度(2021年度)以降においても、国土強靱化地域計画に基づく対策に対する持続的な予算を確保するとともに、対象施設に係る要件を緩和すること。
- 4 子ども・子育て支援、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズ等に対応するための予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 5 いわゆるトップランナー方式を含め地方の歳入歳出の効率化を議論する場合には、条件不利地域等、地域の実情に配慮するとともに、住民生活の安心・安全が確保されることを前提とした合

理的なものとし、地方交付税の財源保障機能が損なわれないようにすること。

- 6 地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくため、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を継続・拡充すること。
- 7 令和2年度（2020年度）から導入された会計年度任用職員制度については、適正な制度運用に必要な人件費等の財政需要について、引き続き、地方財政措置を講じること。
- 8 森林環境譲与税の譲与基準については、使途である森林整備やその促進に関する事業の実施状況を検証し、必要に応じ見直しを行うこと。
- 9 地方法人課税の新たな偏在是正措置により生じる財源については、令和2年度（2020年度）地方財政対策の中で創設された「地域社会再生事業費」について、今後もその全額を地方財政計画に歳出として計上すること。
- 10 税源移譲を含め、国と地方の税財源配分見直しを進めるとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。また、各種税制の廃止、減税、あるいは新型コロナウイルス感染症対策として地方税の軽減措置等を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。さらに、県のみならず市町村の貴重な財源であるゴルフ場利用税の現行制度を堅持すること。
- 11 地方交付税の財源保障機能・財源調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の見直しなどの対策を講じること。
- 12 依然として4.5兆円規模の財源不足が生じるなど、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、地方交付税の法定率の引上げ等の抜本的な改革を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図ること。
- 13 地方は、国を上回る行財政改革や歳出抑制の努力を行う中で、基金の確保など財政運営の年度間調整に取り組んでおり、地方の基金残高が増加していることをもって一般財源総額を圧縮するような措置は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（地方創生）、国土強靱化担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣

議員提出議案第2号：教職員定数の改善並びに義務教育及び新型コロナウイルス感染症対応に係る 確実な財源保障等に関する意見書

（議決日6月23日）

社会の変化に伴い学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師の長時間勤務の看過できない実態が明らかになっている。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本年3月以降、全国の学校で一斉臨時休業が行われるなど、学校現場では感染症対策と子どもたちの学びの保障が喫緊の課題となっている。

その中で、我が国の学校教育が挙げてきた大きな蓄積と高い効果を持続可能なものとし、新学習指導要領を円滑に実施していくため、「学校における働き方改革」が進められている。国の指針に基づき、全国の教育委員会が教育職員の在校等時間の上限方針を定め、今後実効性ある取組を行って行く中、この改革を推進しながらより質の高い学校教育を実現するためには、学級編制の標準の引下げや加配の充実など教職員の定数改善が必要である。

また、義務教育については、地方公共団体の財政事情により格差が生じることなく、「教育の機会均等」と「教育水準の維持向上」が図られる必要があり、義務教育費国庫負担金及び地方交付税が重要な財源となっている。そのため、国の責任において、財源が確実に保障される必要がある。

よって、国におかれては、地方教育行政の実情を十分認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるとともに、新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中、地方自治体が子どもたちの学びの保障と安全・安心な環境整備を確実に行うことができるように、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 学級編制の標準の引き下げや加配の充実など教職員の定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担金及び地方交付税について、財源の拡充も含め、所要の財政措置を講じること。
- 3 オンライン教材経費その他の人的配置等の学びの保障及び感染症対策に係る財源を確実に確保するとともに、感染症の状況に応じ機動的に予算措置等を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣

委員会提出議案第1号：熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

(議決日6月23日)

熊本県議会委員会条例(昭和31年熊本県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第11条の次に次の1条を加える。

(委員会の開催方法の特例)

第11条の2 委員長は、委員の全部又は一部について、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)のまん延の防止を図る必要があることその他の事情があるため、委員会を招集する場所に出席することが困難であると認めるときは、第19条に規定する秘密会を開催しようとする場合を除き、委員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法(以下「映像等の送受信による通話の方法」という。)によって、委員会を開催することができる。この場合において、当該場所に存しない委員が映像等の送受信による通話の方法により委員会に出席したときは、第12条及び第16条第1項の規定の適用については、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。

2 前項前段の規定により映像等の送受信による通話の方法によって委員会を開催する場合の第29条第1項の規定の適用については、同項中「氏名」とあるのは、「氏名、委員会が招集された場所に存しない委員が委員会に出席をした場合における当該出席の方法」とする。

3 前2項に定めるもののほか、映像等の送受信による通話の方法による委員会の運営に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により委員会の開催に必要な定足数を満たさなくなる場合が生じることが想定される中、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点等から、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法により委員会を開催することができることとなったことに鑑み、当該方法による委員会を開催できるようにするため、委員会の開催方法の特例に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

(公布日 6月29日)

委員会提出議案第2号：熊本県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

(議決日 6月23日)

熊本県議会会議規則(平成3年熊本県議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表熊本県議会災害対策協議会の項名称の欄中「熊本県議会災害対策協議会」を「熊本県議会災害等対策協議会」に改め、同項目的の欄中「災害」の次に「及び感染症」を加え、同項招集権者の欄中「熊本県議会災害対策協議会会長」を「熊本県議会災害等対策協議会会長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

熊本県議会災害対策協議会の名称等の変更に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この規則案を提出する理由である。

(交付日 7月3日)

委員会提出議案第3号：地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書

(議決日 6月23日)

消費者被害・トラブル額は、平成30年1年間で約5.4兆円と言われている。

これらの消費者被害を防止・救済するためには、過疎地域や中山間地域等も含め、相談体制を確

保することが非常に重要であり、全ての地域において、専門の相談員による相談を受けられる体制を確保していくことが喫緊の課題となっている。

そのためには、地方消費者行政に係る経費について、将来にわたり、継続して国が担っていくことが不可欠である。しかしながら、国が地方消費者行政に対して措置する交付金の予算額が大幅に減額されており、地方消費者行政が後退するおそれがある。

このことは、地方公共団体だけの問題ではない。地方支分局を持たない消費者庁が全国的に消費者政策を展開させるためには、地方公共団体が消費者行政を行う必要がある。今般の交付金の大幅な減額により、地方消費者行政が後退することは、国全体の消費者行政の後退につながるものであり、国民生活の安定が脅かされることにつながるものである。

よって、国におかれては、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 国において、地方消費者行政を安定的に推進させるための恒久的な財源措置を検討すること。
- 2 少なくとも、地方公共団体が消費者行政を行うために必要な予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)